

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム
「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア」実証運行業務に係る
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、市民の日常生活や観光客等来訪者の移動手段を確保するため、持続可能な地域交通網を再構築することを目的に、「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア」実証運行業務委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア実証運行委託業務

(2) 業務の内容

「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア実証運行業務に係る仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託料

上限額 3, 117, 400 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 仕様書中の「7 業務内容」及び「8 実証運行に係る役割分担」における運行委託先事業者の業務に要する費用。

なお、参考見積書の金額が、委託料上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本委託業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たすこと。

(1) 道路運送法第78条第2号及び道路運送法施行規則第48条に規定する次の者のいずれかであること。

NPO 法人

一般社団法人又は一般財団法人

地方自治法に規定する認可地縁団体

農業協同組合

消費生活協同組合

医療法人

社会福祉法人

商工会

労働者協同組合

営利を目的としない法人格を有しない社団（代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当

しない者であるもの)

- (2) 本業務の目的を円滑かつ効率的に遂行でき、京丹後市内に、本社、支店もしくは営業所等を有する者又は運行開始までに設置する見込みのある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 所得税法又は法人税法、消費税及び地方消費税、市税又は主たる事務所が市町村の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 京丹後市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (7) 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の運行管理責任者選任等を含む新規登録申請ができる見込みがあり、本格運行移行後においても公共ライドシェアの運行主体になる意思を有する者であること。

4 スケジュール

項目	日程
募集要領等の配布	令和7年7月14日（月）から8月1日（金）まで ※市ホームページ又は政策企画課（開庁日）で直接配布
質問の受付	令和7年7月14日（月）から7月23日（水）
質問の回答（公表予定日）	令和7年7月24日（木）予定
提出書類等の受付期間	令和7年7月28日（月）から8月1日（金）まで
審査（書類・プレゼンテーションによる審査）予定日	令和7年8月6日（水）午後1時30分～京丹後市役所 ※参加事業者に別途連絡します。
審査結果通知	令和7年8月上旬
仮契約手続き	令和7年8月中旬 ※本契約手続きは京丹後市地域公共交通活性化協議会において、実証運行の内容等について協議が整った場合に行うものとする。

■以下は運行事業者に係る日程

ドライバー確保	令和7年8月下旬まで
ドライバー認定講習	令和7年9月上旬まで ※申込要
市地域公共交通活性化協議会に出席	令和7年9月下旬
道路運送法に基づく登録申請	令和7年9月下旬
実証運行開始（予定）	令和7年11月1日（土）

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月23日（水）

- (2) 提出方法

質問書（様式 5）に記入のうえ、受付期間内に電子メールで提出すること。

（3）質問への回答

受け付けた質問書による質問内容及び回答は、市ホームページで公表する。

公表予定日 令和 7 年 7 月 2 4 日（木）

6 提出書類等について

（1）提出方法

提出書類は持参により提出すること

（2）提出書類

- ① 様式 1 参加申込書及び誓約書
- ② 様式 2 業務実施体制書
- ③ 様式 3 実証運行の取組体制及び安全運行等の考え方
- ④ 様式 4 参考見積書（様式）
- ⑤ 定款もしくは規約

（3）提出部数

正本 1 部、副本 4 部

（4）受付期間

令和 7 年 7 月 2 8 日（月）から 8 月 1 日（金）まで

（開庁時間 土日祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

（5）提出先

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム 事務局

京丹後市 市長公室 政策企画課 公共交通係

7 実証運行業務委託候補者の選定等

（1）選定方法

別途設置する「（仮称）交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア実証運行業務公募型プロポーザル審査委員会」により審査を実施する。

（2）書類・プレゼンテーションによる審査

提案についてのプレゼンテーションを実施し、「8 評価基準」で示す基準に基づき評価の上、選定する。

- ① 実施日 令和 7 年 8 月上旬
- ② 会場等 京丹後市役所（予定）
- ③ 出席者 3 名以内
- ④ その他 プレゼンテーションのあと、提出書類の内容等に関する質疑応答を行う。
なお、パソコン等を用いる場合、プロジェクター、スクリーン及び電源は準備するが、それ以外（パソコン、レーザーポインター等）は持参。

（3）その他

審査委員会は非公開とし、審査内容については、後日市ホームページで公開する。

8 評価基準

- (1) 評価にあたっては、「評価基準表」(別紙)により行うこととし、基準を点数化し、総合得点により評価を決定する。
- (2) 評価点が最も高い者から順に委託候補者及び次点者を決定する。評価点が同点の場合は、評価項目「運行に関する評価」に関する評価点によって決定する。
なお、評価点の合計が60点(100点満点)未満の場合は、委託候補者及び次点者となることはできない。

9 契約手続き

- (1) 委託候補者に選定された事業者と契約に向けた交渉を行うが、合意に至らなかった場合や事業者が辞退した場合、また、下記10の参加事業者の失格に該当することが判明した場合は、次点の事業者と同様の手続きを行うものとする。以下、同様とする。
- (2) その後に開催する京丹後市地域公共交通活性化協議会において、実証運行の内容等について協議が整った場合に本契約手続きを行うこととする。
- (3) 実証運行期間中に、運行に特段の問題がないと新京丹後 MaaS 共創プラットフォームが判断した場合、実証運行を行った業者と本運行に向けての協議を行うものとする。

10 参加事業者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

11 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) その他、この要項に記載のない事項については、必要に応じて協議のうえ新京丹後 MaaS 共創プラットフォームが定める。

12 担当部局(問い合わせ先)

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム 事務局

京丹後市 市長公室 政策企画課 公共交通係

電話 0772-69-0120 FAX 0772-69-0901

Email kikaku@city.kyotango.lg.jp

(別紙)

評価基準表

評価項目		評価の観点	配点
運行主体に対する評価	安定したサービスを提供する能力	・現実的に事業を行うことができる事業者であるか ・安定した運行ができる規模であるか	10 点
	運行主体としての安心・安全に配慮したサービスを提供する能力	・運行管理体制は十分か ・整備管理体制は十分か ・事故処理体制は十分か ・苦情処理体制は十分か	20 点
	事業者としての優位性とアピール	・本事業を実施するにあたり優位な点を有しているか ・サービス向上に意欲的に取り組む姿勢があるか	20 点
運行に関する評価	当該地域で運行するにあたっての安全・安心なサービスを提供する能力	・車両検査（故障）時の対応含めドライバーの確保は十分か ・安定した運行が可能な運行体制が計画されているか ・ドライバーの教育体制は十分か ・即時配車可能なドライバーの配置体制がとれるか	20 点
	運行あたっての考え方や独自提案等について	・利用促進につながる具体的な取組が示されているか ・高齢者、障害者等の乗降時の対応など安全・安心な運行の考え方が示されているか。 ・運行に関し民間交通事業者との連携等の考え方が示されているか。	30 点
合計			100 点